

刈払機取扱作業者安全衛生教育講座のカリキュラムについて

当協会の刈払機取扱作業者安全衛生教育講座のカリキュラムは、労働安全衛生法第59条第3項に準じ、厚生労働省平成12年基発第66号に基づく教育です。科目と時間は下記のとおりです。

刈払機取扱作業者安全衛生教育講座

学科教育

科目	時間
1 刈払機に関する知識	1.0 時間
2 刈払機を使用する作業に関する知識	1.0 時間
3 刈払機の点検及び整備に関する知識	0.5 時間
4 振動障害及びその予防に関する知識	2.0 時間
5 関係法令	0.5 時間

合計 5.0 時間

実技教育※

科目	時間
1 刈払機の作業等	1.0 時間

※事業者にて実施

令和4年4月4日
一般社団法人建設業教育協会
代表者 石原 鉄郎

